

令和7年12月12日

淡路市議会議長 岐下 博史 様

提案者 淡路市議会議員

鎌塚 聰

岡田 教夫

議案第59号 淡路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基  
準に関する条例の一部を改正する条例の修正案

上記の議案に対する修正案を地方自治法第115条の3及び淡路市議会会議規  
則第17条の規定により提出します。



議案第59号 淡路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準  
に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案

議案第59号 淡路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する  
条例の一部を改正する条例の一部を次のとおり修正する。

「第10条第3項第1号中「保育士」の右に「(兵庫県が法第18条の27第1項  
に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る法第  
18条の29に規定する地域限定保育士)」を加える。」の改正規定を削る。